

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年11月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原 勝紀

京都市教育委員会規則第5号

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「平成21年7月1日から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に、「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)